

1 本校の学校いじめ防止基本方針

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、生徒が楽しく充実した学校生活を送るためには、

- ◎いじめは人間として絶対許されないという強い意識を持つこと
- ◎いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと
- ◎いじめ問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- ◎関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ◎いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりがある問題であること

を全職員で共通理解・共通行動しながら、いじめのない学校づくりに努める必要がある。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

※起こった場所は学校の内外を問わない。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

(2) いじめの構造

- ◆被害者 … いじめられている子
- ◆加害者 … いじめている子（いじめを指示している子）
- ◆観衆 … いじめをはやしたてたり、面白がっている子
- ◆傍観者 … 見て見ぬふりをしている子

(3) いじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりするいやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

(4) いじめの背景

①学校

- ・子どもと教師の人間関係が希薄になっている。
- ・教師の子どもに対するえこひいき
- ・指導や決まりが厳しすぎて窮屈な雰囲気になっている。
- ・学校におけるルールがきちんとしていないか、守られていない。
- ・激しい競争関係

②子どもの心理

- ・不平や不満、いらだち、ストレスをいじめによって解消する。
- ・自尊心の傷つきをいじめで癒す。
- ・自己中心的な傾向にある。
- ・我慢する力の不足

③家庭

- ・基本的な生活習慣が身に付いていない。
- ・家庭が「やすらぎの場」になっていない。

- ・親子間で心を通い合わせる場面が少ない。
- ・嫉や規範意識が身に付いていない。
- ・過保護・過干渉

④ 地域社会

- ・地域の教育力の低下（地域全体で子どもを育てるという意識が低下している）
- ・社会性の未発達（ゲーム等による遊びの孤立化・自閉化）
- ・地域の中に悪を見逃す場所や雰囲気がある。

⑤ 社会全体

- ・いじめに対する認識の甘さ
- ・異質なものを排除しようとする傾向
- ・社会全体に人間関係が希薄化してきている。
- ・大人のモラルを欠いた行動等が子ども達に影響を与えている。
- ・いじめの様相は大人社会の縮図である。

3 いじめの未然防止について

いじめは絶対に許されない行為であることを徹底させる

(1) コミュニケーション

- ・子どもと一緒に過ごす時間を確保し、心を理解し、孤独感を与えない。
- ・学級の中に居場所をつくり、存在感を味わわせる。

(2) 望ましい雰囲気づくり

- ・教師と子ども、子どもと子どもの望ましい人間関係づくりに努める。
- ・生命尊重、人間尊重、個性尊重の精神の育成などに努める。

(3) 意欲をもたせる

- ・成就感を味わわせる；「もっと～したい」という前向きな姿勢を持たせる。
- ・認める；認められると「よしやるぞ」という気持ちがわく。

(4) 社会的能力を育てる

- ・自分の気持ちを伝え、相手の話を聞く力を育てる。
- ・相手の立場や気持ちを思いやる気持ちを育てる。
- ・社会におけるルールを守る力を育てる。
- ・問題を解決する力を育てる。

(5) 共同指導体制づくり

- ・休み時間等の巡回
- ・各分掌の役割と責任の明確化
- ・養護教諭の積極的な位置付け
- ・生徒指導研修会の実施
- ・教師間の情報交換
- ・日常的ないじめに関わる教師の共同体制等

(6) 保護者との信頼関係づくり

- ・安心して相談できる信頼関係をつくる。
- ・日頃から情報交換に努める。
- ・早い時期に、懇談会や面談など、保護者との情報交換や意見交換の場を設ける。

4 いじめの早期発見について

いじめに対するアンテナを張り巡らし早期発見に努める。

(1) 日常的な子どもの観察、児童生徒理解

① 学校でのいじめのサインを見逃さない。

- ・隣りに誰も行きたがらない。 ・急に遅刻、早退が多くなる。
- ・休み時間などに一人で黙々としている。 ・持ち物がなくなる。

- ・机やノートに落書きされる。 ・周囲があだ名で呼ぶ。
- ・授業中、誤答に対して皮肉、笑い声が起る。
- ・注意された子に、クラスの視線が集中する。 等

②子どもの実態把握に努める。

- ・いじめ、生活環境、等アンケート調査
- ・二者面談、三者面談、チャンス相談
- ・日常観察
- ・3Fノートの活用
- ・心理テスト 等

(2) 教職員の共通理解、協力体制、情報交換

①教師間の情報交換に努める

- ・日常的な情報交換 ・学年会、生徒指導部会、主任会、職員会議での情報交換
- ・保健室や部活動顧問からの情報
- ・スクールカウンセラーの活用
- ※「けんか」や「ふざけ」として見逃さないようにする

(3) 家庭・地域との連絡を密にした情報交換

①家庭や地域でのいじめのサイン

- ・登校を渋る。 ・転校をしたいと言いだす。
- ・友達や先生を批判をする。 ・感情の起伏が激しくなる。
- ・服が汚れている。 ・体に傷がある。 ・外に出たがらない。
- ・囲まれている。 ・おごらされている。 ・荷物を持たされている。
- ・学校の話をしなくなる。 等

5 いじめ問題への対応

(1) 被害者への対応 一つらい気持ちを理解するー

①教師の対応

- ・話を共感的に聴く。(うなずいたり、訴えた言葉を繰り返したり)
- ・分からないことを質問するときには相手の言葉をさえぎったりせず、自然な形で簡潔に聴く。
- ・本人が努力していることを認め、指導や否定をしない。

②基本的な姿勢

- ・余計な言葉をさしはさんだり、促したりせずに待つ。
- ・話し出すまでの子どもの様子をよく観察する。
- ・子どもの表情やしぐさから、子どもの気持ちを察する。
- ・その上で、子どもの話したいことを心を込めて聴く。

③確認すること

- ・いつ頃から？どんな時に？
- ・どんなことから？何のきっかけで？
- ・どこで？(教室、トイレ、帰り道など)
- ・どんな方法で？(暴力、無視など)
- ・誰が？(グループ、命令する人など)

(2) 加害者への対応 ーいじめを許さないー

①教師の対応

- ・事実を明確にする。(要因、時期、場所、方法、そのときの気持ち)
- ・事実即して指導する。
- ・いじめを認めたら、相手の身になって考えさせ、反省を求める。
- ・認めなかったり反省しない場合、背景を詳しく調べ、対応する。

②基本的な姿勢

- ・いじめは許すことができない問題であることを厳しく認識させる。
- ・間違った考えに気付かせたり、豊かな人間関係の重要さに気付かせる。
- ・よりよい集団づくりへの意欲を持たせる。

③保護者への対応

- ・保護者の心情を理解する。(怒り、情けなさ、今後の不安、追いつめられ攻撃的な態度を取ることもあるので、子どもの長所を認めたり親の苦労も認めて対応する)
- ・事実だけをきちんと伝える。
- ・具体的な助言をする。
- ・共に子どもの立ち直りを目指す姿勢を示す。

(3) 観衆・傍観者への対応 一観衆・傍観者も加害者と同じ一

①傍観者の心理

- ・正義感はあるが、いじめへの抑止力はなく、「次は自分かも」などの葛藤がある。
(葛藤を感じている子)
- ・人間関係などに無関心で、自分が関心をもつものにしか気が向かない。
(無関心な子)

②指導内容

- ・観衆も傍観者も加害者と同じという自覚を深める。
- ・人間として正しいことを主張する大切さを徹底して指導する。
- ・相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導をする。
- ・「かけがえのない命」を大切にさせる。

③観衆の心理

- ・報復が怖い、仲間はずれにされるのが怖い、いじめを見るのが面白い、被害者への不快感をもっている等の理由で、いじめの加勢集団になっている。

(4) 家庭・地域や関係機関との連携 一情報連携から行動連携へ一

①家庭・地域との連携

- ・家庭や地域からの情報を大切にする。
- ・問題を学校のみで解決することに固執せず、日頃から情報提供をし、協力要請をしていく。
- ・学校と保護者や地域代表との情報・意見交換の機会を設ける。
- ・懇談会の開催時期や開催場所を見直し、多くの保護者が参加できるように工夫する。

②関係機関との連携

- ・医療機関 …けがや病気の治療等が必要な場合
- ・児童相談所 …保護や矯正が必要な場合
- ・心の相談室…心理的なケアが必要な場合
- ・警察 …傷害罪など、犯罪行為にあたる場合
- ・教育委員会 …体制づくりや今後の対応などへの助言や支援を求めたい場合

6 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②生徒に精神性の疾患が発生した場合
- ③生徒が身体に重大な障害をあった場合
- ④生徒が金銭を奪い取られた場合
- ⑤生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する。

※生徒や保護者がいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

(2) 重大事態の報告

- ①重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告する。

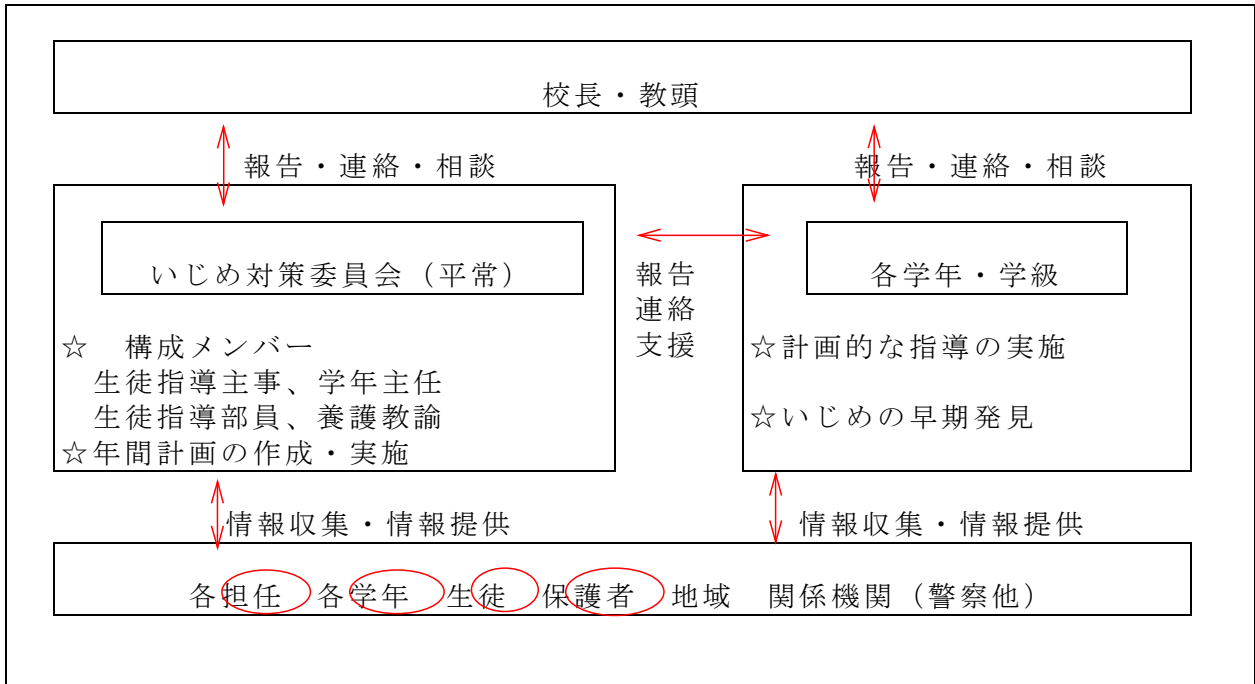
(3) 重大事態の調査

- ①重大事態が生じた場合は、SCや市教委、警察等の専門的知識を有するものを含む組織を設け調査する。

- ② 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、いじめ対策委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ③ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。

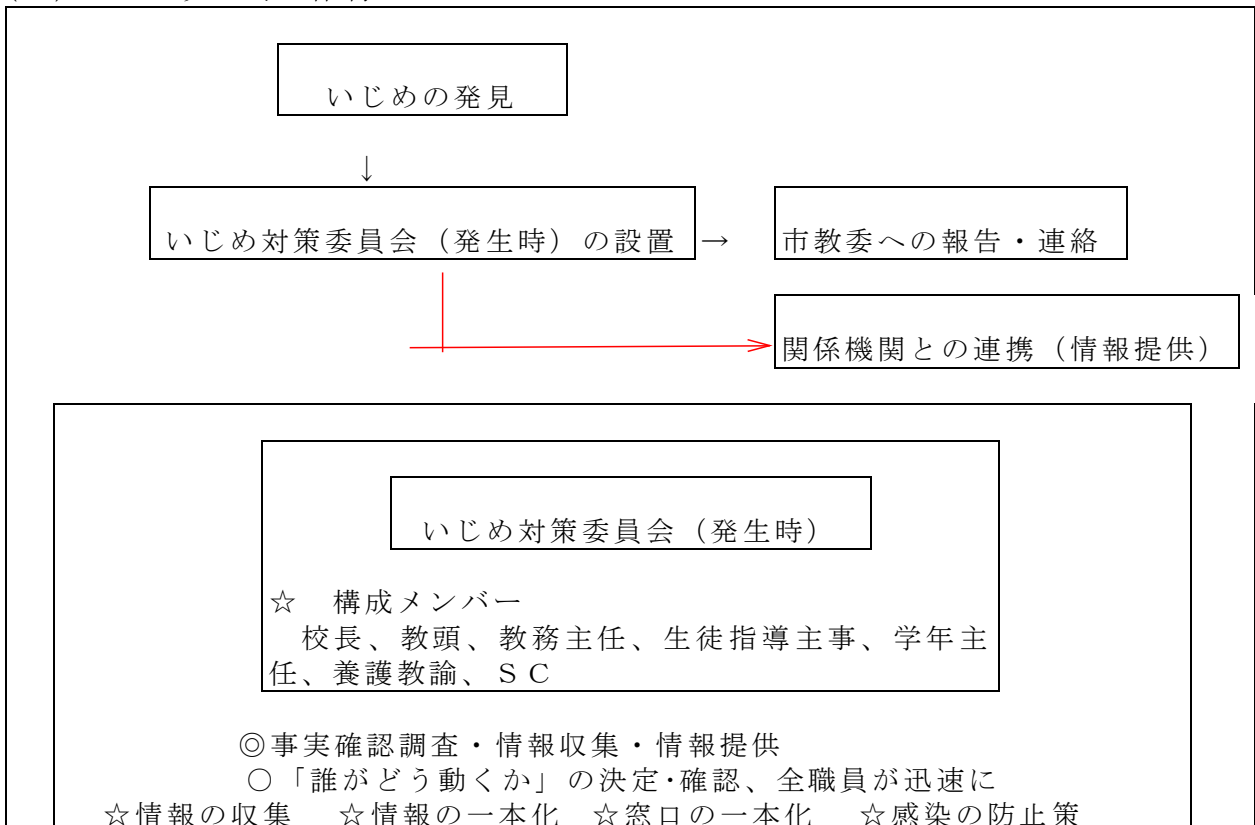
7 校内体制及び組織

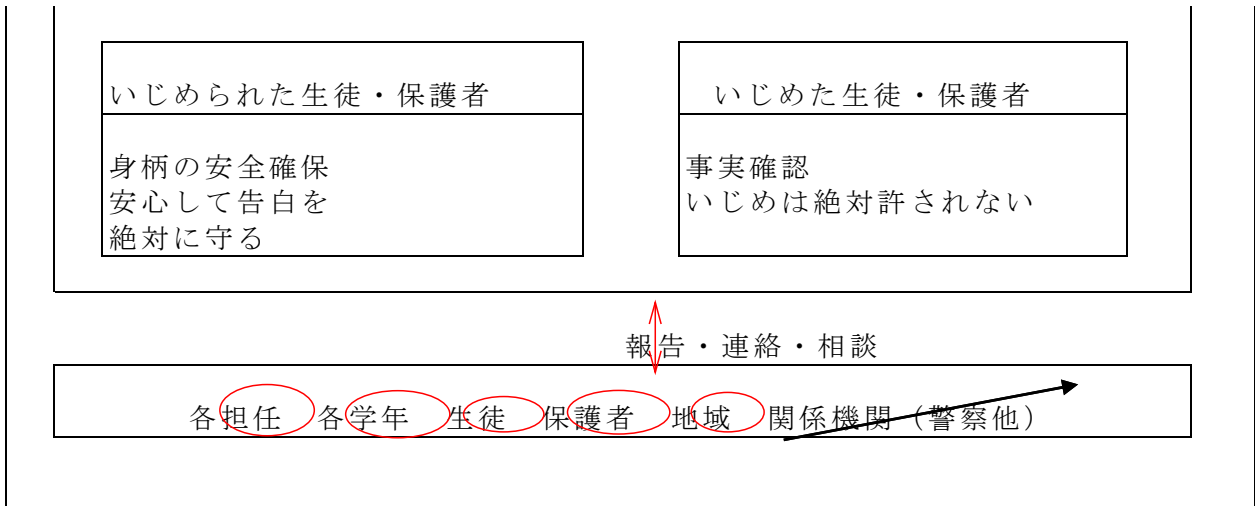
(1) 平常時の体制（未然防止・早期発見）



○ 定期的にいじめについての報告を市教委へ報告する。

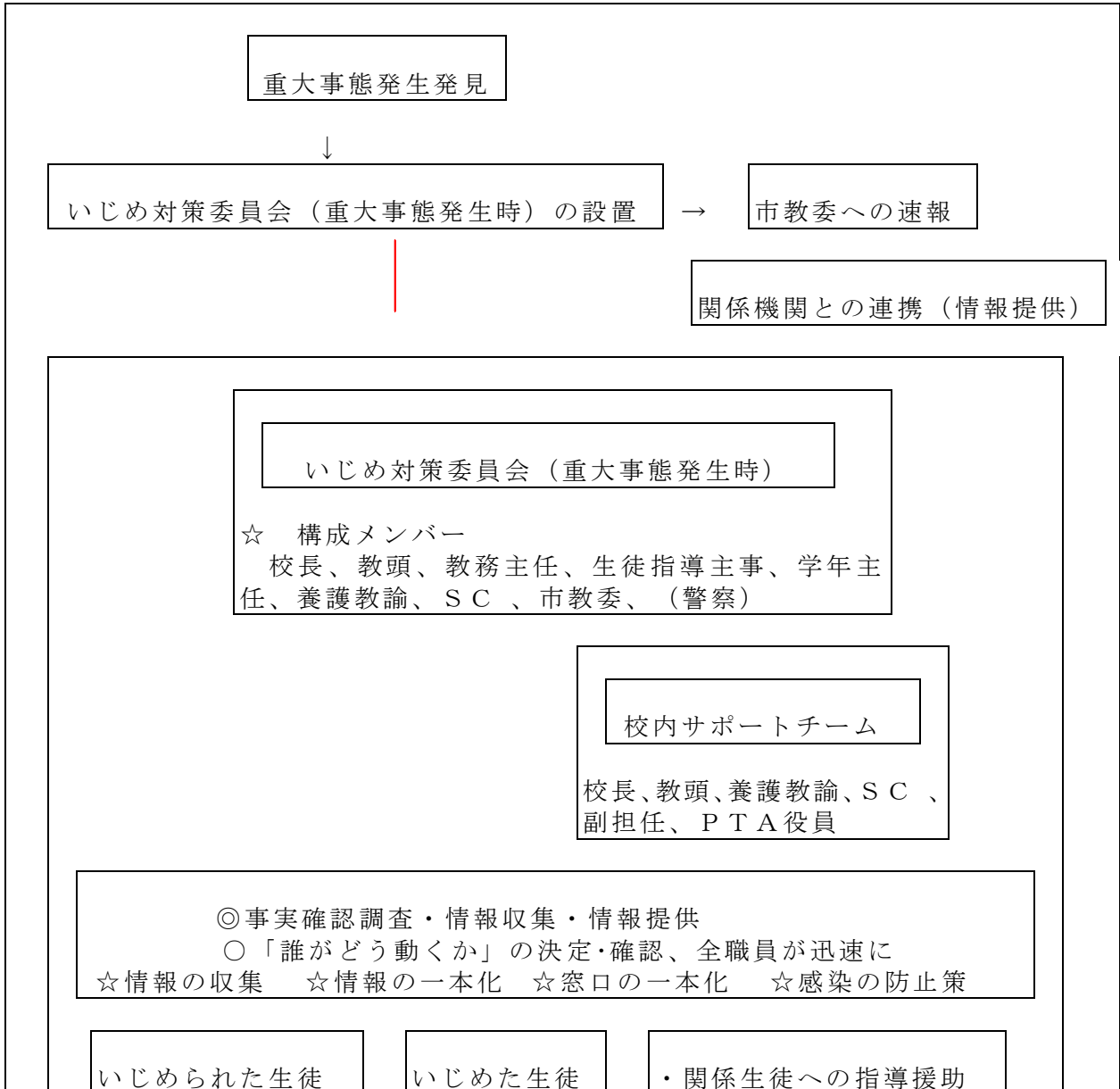
(2) いじめ発生時の体制

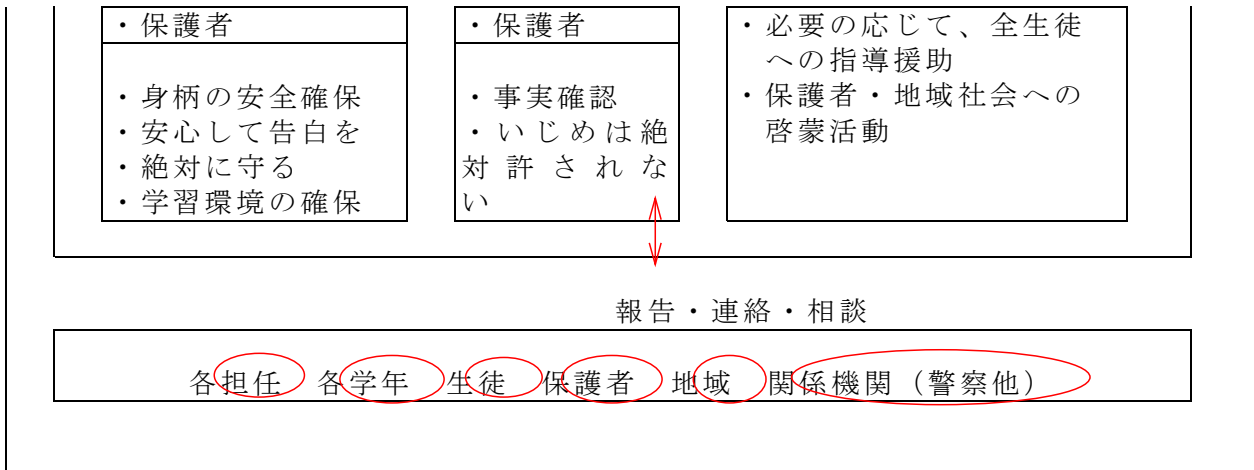




- いじめの解消（継続して情報交換・援助）
- 事後観察・支援の継続（日常観察・SC等との連携）
- 学校評価（取組の分析、改善）

(3) 重大事態発生時の体制





- 報道等への対応（教育委員会との連携）
 - いじめの解消（継続して情報交換・援助）
 - 事後観察・支援の継続（ケア等日常観察・関係機関等との連携）
 - 学校評価（取組の分析、改善）
- ※重大事態が発覚した時点で、緊急にいじめ対策委員会（重大事態発生時）を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、校内にサポートチームを立ち上げ、一般生徒等のメンタルヘルス・ケア等を行い、全校生徒の不安を解消させる。